

## 公 告 第 3 3 9 号

平成 2 2 年 2 月 1 9 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

### 組合規程（健康診査等補助金支給規程）の一部変更について

健康保健事業の見直しが、2月5日開催の健保組合会にて承認されました。  
これを受け、関係する「健康診査等補助金支給規程」及び「人間ドック・主婦人間ドック実施要領」の一部改定を行なうとともに、「インフルエンザ予防接種実施要領」を新設したので、公告します。  
なお、規程改定に関する保健事業の見直し内容は下記のとおりです。

記.

1. 「健康診査等補助金支給規程」の改定に関わる、保健事業の見直し内容
  - (1) 人間ドック個人負担額と健保組合で費用負担する二次検査の範囲の変更
    - ①個人負担額：5,000円を7,000円に変更
    - ②二次検査費用の健保負担は「要精密検査」と判定されたものに限定。  
「要精密検査」以外の判定については、保険診療又は全額受診者負担に変更。
  - (2) 「主婦人間ドック」を「配偶者人間ドック」に変更  
対象者は35歳以上の被扶養となっている配偶者
  - (3) インフルエンザ予防接種に対する補助金支給の新設  
被保険者、被扶養者を対象に10月1日～1月31日の間に接種した者に対し  
1人1回1,500円を上限として補助金を支給。
2. 規程類の変更内容                      別紙参照
  - (1) 「健康診査等補助金支給規程」新旧対照表
  - (2) 「人間ドック・配偶者人間ドック実施要領」新旧対照表
  - (3) 「インフルエンザ予防接種実施要領」（新設）

以上

健康診査等補助金支給規程 新旧対照表

現規程	新規程
<p>(健診の区分)</p> <p>第 2 条 この規程に定める健康診査（以下「健診」という。）の区分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般健康診査 事業主が実施する定期健康診断時に付加して行なう健康診査をいう。（第 2 章参照）</p> <p>(2) 健康診査 前 1 号以外のもので、組合が単独で実施する各種健診をいう。（第 3 章参照）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 健康診査</p> <p>(種類と受診資格)</p> <p>第 1 5 条 健康診査の種類と受診資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定健康診査 35 歳以上の被扶養者および、被保険者（任意継続者）を対象とする。</p> <p>(2) 人間ドック 35 歳以上の被保険者を対象とする。</p> <p>(3) 主婦人間ドック 35 歳以上の被扶養者（女性）を対象とする。</p> <p>(4) がん検診 原則として、35 歳以上の、被保険者、被扶養者を対象とする。</p> <p>(健診の期間)</p> <p>第 16 条 健診の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>	<p>(健診の区分)</p> <p>第 2 条 この規程に定める健康診査（以下「健診」という。）の区分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般健康診査 事業主が実施する定期健康診断時に付加して行なう健康診査をいう。（第 2 章参照）</p> <p>(2) 健康診査等 前 1 号以外のもので、組合が単独で実施する各種健診及び<u>疾病予防事業</u>をいう。（第 3 章参照）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 健康診査等</p> <p>(種類と受診資格)</p> <p>第 1 5 条 健康診査等の種類と受診資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定健康診査 35 歳以上の被扶養者および、被保険者（任意継続者）を対象とする。</p> <p>(2) 人間ドック 35 歳以上の被保険者を対象とする。</p> <p>(3) <u>配偶者人間ドック</u> 35 歳以上の被扶養者となっている<u>配偶者（女性及び男性）</u>を対象とする。</p> <p>(4) がん検診 原則として、35 歳以上の、被保険者、被扶養者を対象とする。</p> <p>(5) <u>インフルエンザ予防接種</u> <u>接種日に資格を有する被保険者または被扶養者で、毎年 10 月 1 日から翌年 1 月 31 日までに受けたインフルエンザ予防接種であること。</u></p> <p>(健診等の期間)</p> <p>第 16 条 健診等の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p><u>但し、前条第 1 項第 1 号については、組合から送付される受診券に記載の期間、前条第 1 項第 5 号については前条第 5 号に記載の期間とする。</u></p>

(検査の範囲)

第 17 条 組合が補助金を支給する各種健診の検査の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 特定健康診査

ア. 標準健診項目

・問診、診察 ・身長、体重、腹囲 ・  
血圧 ・検尿（糖、蛋白）・血糖（空腹時）又はHbA1c ・GOT、GPT、  
r-GTP ・中性脂肪、HDL ・LDL  
コレステロール（医師の判断による追加項目・赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、心電図 ・眼底検査）

(2) 人間ドック

人間ドックの健診項目は、健保連の実施している1日ドックを標準とし、原則として次の項目を含むものとする。

ア. 標準健診項目

・前1号に掲げる特定健診項目（医師判断による追加項目を含む）の全健診項目および

・視力 ・眼圧 ・肺機能 ・腹部超音波 ・尿沈さ、比重、  
・便潜血反応・白血球数、血小板数、MCV、MCH、MCHC  
・ALB、A/G比、総ビリルビン  
・APL ・梅毒検査、HBs抗原、CRP

希望により・子宮がん、乳がん検診

イ. その他、必要と認められる検査を含む

ウ. 組合補助額、自己負担金等は別に定める「人間ドック・主婦人間ドック実施要領」による。

(3) がん検診

ア. がん検査（※は、女性のみ）

(ア) 胃がん検査

(イ) 子宮頸がん検査 ※

(ウ) 肺結核（がん）検査

(エ) 乳がん検査 ※

(オ) 肝炎検査

(検査等の範囲)

第 17 条 組合が補助金を支給する各種健診の検査等の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 特定健康診査

ア. 標準健診項目

・問診、診察 ・身長、体重、腹囲 ・  
血圧 ・検尿（糖、蛋白）・血糖（空腹時）又はHbA1c ・GOT、GPT、  
r-GTP ・中性脂肪、HDL ・LDL  
コレステロール（医師の判断による追加項目・赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、心電図 ・眼底検査）

(2) 人間ドック

人間ドックの健診項目は、健保連の実施している1日ドックを標準とし、原則として次の項目を含むものとする。

ア. 標準健診項目

・前1号に掲げる特定健診項目（医師判断による追加項目を含む）の全健診項目および

・視力 ・眼圧 ・肺機能 ・腹部超音波 ・尿沈さ、比重、

・便潜血反応 ・白血球数、血小板数、MCV、MCH、MCHC

・ALB、A/G比、総ビリルビン

・APL ・梅毒検査、HBs抗原、CRP

希望により・子宮がん、乳がん検診

イ. その他、必要と認められる検査を含む

ウ. 組合補助額、自己負担金等は別に定める「人間ドック・配偶者人間ドック実施要領」による。

(3) がん検診

ア. がん検査（※は、女性のみ）

(ア) 胃がん検査

(イ) 子宮頸がん検査 ※

(ウ) 肺結核（がん）検査

(エ) 乳がん検査 ※

(オ) 肝炎検査

(カ) 大腸がん検査

イ. その他、必要と認められる検査

ウ. 組合補助額、自己負担金等は別に定める「がん検診実施要領」による。

(カ) 大腸がん検査

イ. その他、必要と認められる検査

ウ. 組合補助額、自己負担金等は別に定める「がん検診実施要領」による。

(4) インフルエンザ予防接種

ア. 対象のインフルエンザ

(ア) 季節性インフルエンザ

(イ) 新型インフルエンザ

(ウ) その他今後出現するインフルエンザ

イ. 組合補助額、自己負担金等は別に定める「インフルエンザ予防接種補助金支給要領」による。

付則

1. 平成元年4月1日施行

2. 平成22年4月1日一部改定

現実施要領 (人間ドック・主婦人間ドック実施要領)				新実施要領 (人間ドック・配偶者人間ドック実施要領)					
1. 受診資格 人間ドックの受診資格は次のとおりとします。				1. 受診資格 人間ドックの受診資格は次のとおりとします。					
ドック種別	35歳以上の被保険者	35歳以上の女性の被扶養者		ドック種別	35歳以上の被保険者	35歳以上の被扶養者となつて <u>いる配偶者 (女性及び男性)</u>			
日帰り(1日)ドック	○	○ (主婦人間ドック)		日帰り(1日)ドック	○	○ (配偶者人間ドック)			
2. 費用 (自己負担金)				2. 費用 (自己負担金)					
種別	基準料金 (参考)	自己負担金		健保組合 補助上限	種別	基準料金 (参考)	自己負担金		健保組合 補助上限
		人間ドック	主婦 人間ドック				人間ドック	配偶者 人間ドック	
日帰り(1日) ドック	約 42,000 円 限度額 47,250 円	5,000 円	5,000 円	42,250 円	日帰り(1日) ドック	約 42,000 円 限度額 47,250 円	<u>7,000 円</u>	<u>7,000 円</u>	<u>40,250 円</u>
婦人科検診 追加		乳癌 (マンモグラフィー又は超音波 : 5,500 円、子宮頸がん : 3,500 円を超える部分)		乳癌 5,500 円 子宮頸がん 3,500 円	婦人科検診 追加		乳癌 (マンモグラフィー又は超音波 : 5,500 円、子宮頸がん : 3,500 円を超える部分)		乳癌 5,500 円 子宮頸がん 3,500 円
(1泊2日人間ドック制度への補助金は廃止となります。)				← 平成 20 年度に廃止になっているため削除					
(注)ア. 受診者自己負担額を除く残額及び消費税全額は日旅健保組合で負担します。				(注)ア. 受診者自己負担額を除く残額及び消費税全額は日旅健保組合で負担します。					
イ. 当健保組合と直接契約を結んでいない健診機関で受診する場合、日帰りドック (健康診査等補助金支給規程第 16 条の検査の範囲による) との差額分 (47,250 円) までを限度とし、その超える部分の料金及び消費税については自己負担とします。				イ. 当健保組合と直接契約を結んでいない健診機関で受診する場合、日帰りドック (健康診査等補助金支給規程第 16 条の検査の範囲による) の健保組合補助上限を <u>40,250 円</u> とし、それを超える部分の料金及び消費税については自己負担とします。					
ウ. 人間ドックの受診資格者が 1泊2日ドックを受診する場合は、日帰り料金との差額及び消費税については、自己負担とします。				ウ. 人間ドックの受診資格者が 1泊2日ドックを受診する場合は、 <u>当該健診機関における</u> 日帰り料金との差額及び消費税については、自己負担とします。					
エ. 婦人科検診とは、子宮頸がん検診、乳がん検診をいい、検診を希望する場合その費用は健保組合で補助します。				エ. 婦人科検診とは、子宮頸がん検診、乳がん検診をいい、検診を希望する場合その費用は健保組合で補助します。					
オ. 二次検査 (精密検査) を必要とする場合の検査費用は、原則として検査部分について日旅健保組合で負担 (契約機関以外で受診する場合は補助金申請書に結果票、領収書を添付して請求して下さい) します。ただし、健康保険証による検査を除きます。				オ. <u>二次検査は「要精密検査」 (保険診療となる場合を除く) の判定の場合のみ、検査部分について日旅健康保険組合で負担 (契約機関以外で受診する場合は補助金申請書に結果票、領収書を添付して請求して下さい) します。「要精密検査」以外の判定については保険診療又は全額個人負担となります。</u>					

【 公告第 339 号 別紙（ 3 ） 】

## インフルエンザ予防接種実施要領

この実施要領は、日本旅行健康保険組合「健康診査等補助金支給規程」の「インフルエンザ予防接種」の実施要領について定める。

1. 対象者  
予防接種時に、日本旅行健康保険組合の被保険者および被扶養者である者とする。
2. 補助金支給対象期間と補助回数  
(1) 毎年 10 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの期間とする。  
(2) 1 人につき 1 回までとし、2 回接種の場合は、最初の 1 回分のみを補助対象とする。
3. 補助金  
1 人当たり 1, 500 円を上限とし、補助金上限に満たない接種費用は実費とする。
4. 実施機関  
日本国内または海外（長期出張者及び同居の被扶養者に限る）の任意機関
5. 申請方法  
当健康保険組合の「インフルエンザ予防接種補助金申請書」に、接種者名とインフルエンザ予防接種代であることが明記された医療機関の領収書（原本）を添付し、日本旅行健康保険組合まで提出する。
6. 補助金の支給方法  
原則として、申請した翌月の給与に含めて給与口座に振り込む。但し、任意継続被保険者については指定の銀行口座に振り込むこととする。
7. 支給制限  
(1) 前 2 項の補助金対象支給期間以外の日接種した場合は補助の対象としない。  
(2) 補助金の請求は、毎年度 3 月末日着分までとし、請求期限を過ぎたものは補助の対象としない。  
(3) 領収書に接種者名及びインフルエンザ予防接種の記載のないものは補助の対象としない。  
(4) 海外で接種できるのは、長期出張者及び同居の被扶養者に限る。

### 附則

この実施要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。